

# よくある質問

Q どのような制度か？

A 既存の住宅地を対象に希望者を募集し、モニターとなった方の申請地に市の予算で浸透枵を設置するものです。モニターには設置した浸透枵が降雨時にどのように機能しているかを、浸透枵を設置した日から3年間調査・報告していただきます。

Q モニター制度の目的は？

A 既存の住宅地に浸透枵を設置して雨水を地下に浸透させることにより、降雨時に河川等へ流れ込む雨水量を抑制するとともに、地下水の補給や湧水の保全等、水循環の向上に寄与することです。また、降雨時の浸透状況をモニターに報告していただき、その効果を検証することで今後の普及・啓発に役立てます。

Q 浸透枵を知らない人でもモニターになれるのか？

A モニタリング方法は、水位や時間の計測といった簡単な作業が中心ですので、予備知識や専門知識は必要ございません。

Q 浸透枵の設置費用は市が負担するとのことだが、設置自体はモニターが自分で行うのか？

A モニターの方が浸透枵の設置を行う必要はございません。浸透枵の設置工事は市が業者に発注いたします。

Q 浸透枵は1宅地あたり何基ぐらい設置できるのか？

A 敷地面積等の現場状況により異なりますが、目安としては1宅地あたり2～3基と考えております。

Q 適用区域とそうでない区域があるのはなぜか？

A 低地部や崖地部は雨水の浸透に適さないため、基本的には浸透効果の見込める台地部を適用区域としておりますが、あくまでも現場の状況次第であり、一概に言えるものではございませんので、詳しくは市へご相談ください。なお、台地部であっても土壌が汚染されている可能性のある工場跡地等は適用除外となっております。

# よくある質問

- Q 募集締め切り前に適用区域内で申請すれば必ずモニターになれるのか？
- A 敷地や建物の状況によっては浸透柵を設置できる場所が無い場合も考えられるため、必ずというわけではございません。応募を受け付けた後に市の担当職員が現場を調査の上、判断させていただきます。また、応募状況等によってはモニターになれない場合もございます。
- Q モニターになっても金銭的な負担は発生しないのか？
- A 浸透柵を新設するための費用は市で負担いたしますが、浸透柵設置後にモニターの都合で浸透柵を移動又は撤去する場合については、浸透柵の移動や撤去に関する費用はモニターの負担となります。なお、浸透柵を移動又は撤去する際には、市への届け出が必要となります。
- Q 申し込み方法は？
- A 浸透柵モニター申請書に必要事項を記入・押印の上、市役所4階の道路河川建設課治水係の窓口で直接お申し込みいただくか、郵送により受け付けます。また、電子メールで申請する場合は応募フォームに必要事項を入力の上、保存したファイルを添付して治水係宛メールアドレスまで送信してください。なお、電子メールでの申請の場合は、現地調査時に押印させていただきます。
- Q 申し込み時の必要事項とは？
- A 申請者の住所・氏名・電話番号と申請場所の所在地・敷地面積等です。なお、申請者と敷地所有者が異なる場合は、敷地所有者の住所・氏名・電話番号も必要となります。その場合には必ず敷地所有者の承諾を得てください。
- Q 浸透柵モニター申請書の入手方法は？
- A 市役所4階の道路河川建設課治水係の窓口で配布しておりますが、市のホームページからダウンロードしていただくことも可能です。